

1. 経営資源としての“時間”を考える

会社は必要とする質と量を満たす経営資源を調達し、効率的に活用・運用して事業活動の成果を得ています。事業活動の成果とは売上や利益等の経営成績です。またお客様数であったりブランド認知であったりします。

経営資源は「ひと」「もの」「かね」の3つが基本で、これらが不十分だと企業活動は成長することなく停滞します。「情報」を加えて4つにする考えもあります。先の3つは視認可能な経営資源ですが、「情報」は容易に視認できません。加工して見える化し社内で共有できる様にしなければなりません。「情報」の様な無形な経営資源には特許権等の「知的財産権」も存在します。

私は「ひと」「もの」「かね」「情報」「知的財産権」の5つに加えて、更に「時間」を経営資源に追加したいと思えます。「時間」は万人に平等に与えられたものですが、経営資源と捉えることには違和感がありそうです。ここで経営資源の1つ「ひと」を考えてみましょう。「ひと」は自発的に計画を立案し実行し成果を継続的に上げる「ひと」がいます。その一方で「給料分しか働かない」と困った仕事感を持った「ひと」もいます。このように「ひと」を始めとする有形の経営資源は、良否や優劣がはっきりしているのが特徴的です。

しかし「時間の優劣の査定は簡単には出来ません。名経営者の1時間と新入社員の1時間は全く同じ「1時間」なのです。名経営者が一日の時間を24時間ではなく、36時間や48時間を持っているのではないのです。名経営者の一日も24時間！なのです。

『時間』は経営資源である」と主張できる論理展開が必要です。絶対的な「時間」は万民共通なのですが、「時間をどのように使うのか」「有限である時間の調整や管理を強く意識しているのか」という点で、経営者の経営力に大きな差が出てくるのです。私が助言することの1つに、「計画を立案する時は6W4Hを意識する」があります。Wの1つはWhenで「何時から始めるのか」ということです。今日の様な超秒進分歩の時代では、意思決定を少しだけでも後ずらしすることは致命的なダメージを与えます。「今直ぐやる」のが成功の肝です。

4Hの1つはHow-Long-Termで締切日を意味します。期限を定めそれよりも早く達成するという執念があるか。その問いの答えが成功者と敗者とを分けるのです。

6W4Hの最初はWhenで最後はHow-Long-Termです。このWとHは共に「時間」がキーワードです。「時間を制する者が最後に笑う」と言っても過言ではありません。いざ始めようとして「まだ早いと考える人」と「多少の準備不足はあるものの走り出してから追加すればよいと考える人」。「取り急ぎ始めたが100%の完成品となるまで待つ人」と「及第点に達したのであれば売り出して市場の評価を聴く人」。「時間管理が杜撰な人」と「時間管理に厳格な人」。「後で苦しむ人」と「今、必死に苦悩する人」。どちらが時間管理が出来ているか、そして成功する確率が高いかはもうお分かりだと思います。

2. 身元保証契約に係る余談

会社が従業員を採用する際に提出してもらおう書類等は多々あります。その1つとして身元保証書があります。身元保証書の提出を求めている会社もあるようですが、提出を求めている方が企業防衛の点で無難です。

身元保証契約の上限は5年です(但し期間を定めない時は3年)。更新をしないという会社が多いようです。しかし事故等発生時の予想損害額が多額になる業種や職務の場合は、更新した方が良さそうです。身元保証に関する法律は6条で構成されており、昭和8年に施行された古い法律です。従業員が債務不履行や不法行為等により会社に損害を与えた時、当然に会社は本人に対して損害賠償等の金銭請求権を行使します。しかし**本人に支弁能力がない時は、会社は泣き寝入りとなる可能性があります。それを防ぐ為に、雇用契約締結と同時に身元保証契約を締結し、不測の時は本人に替わって保証人に損害賠償等をしてもらう**という担保を取るのです。

改正民法が2020年(令和2年)4月に施行されました。保証人が負担する損害賠償額の取扱いについても変更になっているので要注意です。**身元保証書に保証人が負担する損害賠償額の上限を定めていないと保証契約が無効になってしまう**のです。なお、20年3月以前の保証契約には遡及されません(但し5年の契約期間を過ぎて更新した場合は適用)。会社と従業員、そして保証人の立場を守るという意味で、身元保証書に賠償額の上限を入れることを忘れない様にして下さい。

3. IOCとの開催契約に思う

東京オリンピックの開催に関し「中止又は延期」とする国民の声が、「開催に賛成」する声よりも多くなっているようです。その主因はコロナ変異株の爆発的浸透で「オリンピックより国民の生活と安全の方を優先すべきだ」という主張があるように思います。

この渦中で、国際オリンピック委員会と東京都(大会組織委員会)との契約内容に注目が集まっています。一般的に契約書と言われるものは、当事者が同一の権利と義務を負うことを前提にしています。義務(債務)面からみると、当事者はほぼ均等な義務を負担します。このような契約方式を**双務契約**と言います。反対に当事者の一方だけが義務(債務)を負担する契約を**片務(へんむ)契約**と言います。例えば贈与契約がこれに該当します。

企業活動では後で争いになった場合に備えて、権利義務が発生する法律行為等を行う時は、当事者間で契約書を交わします。この契約は双務契約が一般的です。**一方が圧倒的に有利であれば、他方は契約することに躊躇します。結果、双方とも利益ではなく不利益を被ります。**

IOCとの契約において開催中止等の権利はIOCしかなく、仮に東京都が中止した時は多額の損害賠償をしなければならないそうです。この点では正に片務契約です。前近代的、不平等契約と言える内容が、華々しいスポーツの世界でまかり通っていることに驚愕です。